

## モク・オハナ介護予防訪問介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖家族の園が設置運営するモク・オハナ訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防・生活支援サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援及び事業対象にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な介護予防・生活支援サービス事業訪問型サービス（以下「訪問サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 モク・オハナ介護予防訪問介護事業所
- (2) 所在地 駿東郡長泉町下長窪781-1

### (職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上とし、介護保険法における人員体制基準に基づき増員する。

サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成するとともに以下に掲げる業務を行う。

ア 訪問サービスの利用の申し込みに係る調整をすること。

イ 利用者の状態の変化や訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。

ウ サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等における関係者等との連携に関すること。

エ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

オ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

カ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

キ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

ク その他サービス内容の整理について必要な業務を実施すること。

- (3) 訪問介護員等 3名以上（介護福祉士及び1、2級課程修了者）

訪問介護員等は、訪問サービスの提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名以上（兼務可）  
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日。但し、原則として12月30日から1月3日までを除くが、必要に応じて対応する。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
営業時間外のサービス提供については必要に応じて対応する。

（訪問サービスの内容）

第6条 訪問サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- ①排せ・食事介助
  - ②清拭・入浴、身体整容
  - ③体位変換、移動・移乗介助、外出介助
  - ④起床及び就寝介助
  - ⑤服薬介助
  - ⑥自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助
- (2) 生活援助
- ①掃除
  - ②洗濯
  - ③ベッドメイク
  - ④衣類の整理・被服の補修
  - ⑤一般的な調理、配下膳
  - ⑥買い物・薬の受け取り

（利用料等）

第7条 訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合の額とする。

- 2 介護予防サービス計画及び介護予防居宅サービス計画に基づくサービスとは別に、利用者又はその家族がサービスの提供を求める場合は、事業者は利用者又はその家族との合意に基づいて提供されたサービスの費用
- 3 第2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、長泉町とする。但し、隣接する市町については相談に応ず。

（訪問介護員等の禁止事項）

第9条 訪問介護員等が訪問サービスの提供において、以下の項目に掲げる内容を禁止事項とする。

- ア 医療行為とされること
- イ 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ウ 利用者または家族からの金銭、物品等の授受
- エ 利用者以外へのサービスの提供
- オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供
- カ 通常の支援において、訪問介護の公用車等に利用者等を乗せること
- キ 利用者の居宅での飲食、喫煙、飲酒
- ケ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため、利用者等の同意を得て緊急やむを得ない場合を除く）
- コ 利用者または家族に行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問サービスを実施中に、利用者の身体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 訪問サービスの開始に際し、管理者もしくは訪問介護員等は、その家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務態勢の整備に努める。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年12回

- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、訪問者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約に定める。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖家族の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。